を「平成二十四年一元化法改正前昭和六十年改正法」に、

附則第二十一条第一項	組合員で
	組合員期間

を

附則第二十一条第一項	組合員で
	組合員期
附則第二十一条第二項	組合員期

を

附則第二十六条	組合
	組合

に、

附則第二十六条	
附則第二十八条第二項	

を

附則第二十九条第一項及び第二項	組合員又は組合員であつた者
	旧適用法人施行日前期間を有する者

を

附則第二十九条第一項及び第二項	組合員又は組合員であつた者
	旧適用法人施行日前期間を有する者

に改め、同条第二項中「国家公務員共済組合法施行令及び」を「平成二十七年改正前国共済令、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十七年国共済整備政令第二条の規定による改正前の」に、「の長期給付」を「（以下「平成二十七年改正前昭和六十一年経過措置政令」という。）及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年国共済経過措置政令」という。）の長期給付」に改め、「に読み替えるもの」を削り、同項の表第一欄中「国家公務員共済組合法施行令」を「平成二十七年改正前国共済令」に、「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令」を「平成二十七年改正前昭和六十一年経過措置政令」に改め、同表に次のように加える。

第一項及	組合員又は組合員であつた者
第三項	組合員期間
	、「、第十三条並びに昭和六十年改正法附則第二十九条第一項及び第二項」
	旧適用法人施行日前期間
	「、第十三条並びに昭和六十年改正法附則第二十九条第一項及び第二項」とあるのは「から控除前遺族共済年金額」と、「から控除前遺族共済年金額（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十二条第一項の規定によりなお存続するものとされた日本鉄道共済組合から昭和六十年改正法附則第二十九条第一項又は第二項の規定により国民年金法第三十八条及び第三十九条第一項又は第三十九条第一項の規定の例により算定した金額が支給される場合には、当該算定した金額に相当する金額を除いた額とする。」

附則第二十九条第一項及び第二項	組合員又は組合員であつた者
	旧適用法人施行日前期間を有する者

を

附則第二十九条第一項及び第二項	

に、

附則第二十九条第一項及び第二項	組合員で
	組合員期間
	、「、第十三条並びに昭和六十年改正法附則第二十八条第一項」
	旧適用法人施行日前期間
	「、第十三条並びに昭和六十年改正法附則第二十八条第一項」とあるのは「から控除前遺族共済年金額」と、「から控除前遺族共済年金額（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十二条第一項の規定によりなお存続するものとされた日本鉄道共済組合から昭和六十年改正法附則第二十八条第一項に規定する同項第二号に掲げる金額から同項第一号に掲げる金額を控除して得た金額が支給される場合には、当該得た金額に相当する金額を除いた額とする。」